

大町市・八坂村・美麻村合併協議会における
地域自治組織の取扱いについて-

(案)

平成16年 9月28日

はじめに

地域自治組織の設置については、第4回協議会(平成16年4月21日)において、地域審議会等の取り扱いとして基本的な考え方について提案し、承認されています。

第4回協議会提案内容

1. 合併に伴う急激な変化に対応し、地域の個性や特色を尊重する「ゆるやかな一体感」のあるまちづくりを目指す住民の自治組織を八坂村、美麻村に設置する。
2. 設置にあたり、以下の事項に留意する。
 - (1) 住民が自発的・主体的に「まちづくり」を企画、参加、実践できる組織づくりを進める。
 - (2) 地域の意見を集約し行政に反映させる組織とする。
 - (3) 住民と行政の協働する体制を推進する。
 - (4) 新市の一体感の醸成に配慮する。

以下は承認された内容に基づき検討を重ねた結果をまとめたものです。

前提条件

検討内容をより具体的にするために、以下の前提条件を設けています。

1. 地域の実情により、公共的団体等の再編が必要な場合は、その内容について十分調整を図る。
2. 地域自治組織を合併時に設置する。

今後は、前提条件を含めて検討を進めます。

地域自治組織とは

地域自治組織は、地域振興¹を推進するために新市において設置する市民と行政の協働のシステム²で、当初は八坂地区、美麻地区に設置します。

- 1 地域自治組織の中では地域を元気にする様々な活動と考えます。
- 2 市民と行政が友好的な協力関係により「まちづくり」をすすめることをいいます。「まちづくり」についての企画提案、計画策定、管理運営など様々な分野へ市民が主体となって参画できる体制。

地域自治組織の活動

地域住民が主体となっていく地域固有の事業や行事等を対象とします。

- ・ 地域のイベント、事業の実施(都市と農村の交流、国際交流、特産品の開発 等)
- ・ 行政と協力して実施する事業(山村留学、運動会、敬老会、地域福祉 等)
- ・ 伝統文化の継承(郷土芸能の保存活動、文化祭 等)
- ・ 公共施設の運営管理(地域の集会施設、運動施設等の日常管理 等)
- ・ 環境美化活動(道路の草刈、河川清掃、景観形成住民協定 等)

(想定される事業等例示)

地域自治組織に必要なこと (各地の先進事例より)

地域の実情を考慮しながら、有効な方策を検討します。

1. 自治活動の活性化 (例)

自治会をはじめとする地域にある各種団体を有効に再編する。

地域の事業や活動について、皆で話し合う場を設ける。

地域振興グループやNPO、ボランティア等活動団体との連携・協力 等

2. 住民意向の反映 (例)

地域のことは地域自らが立案し、行政計画にも反映させる。

意見や提案をする組織を設置する。

パブリックコメントや行政評価等の活用

住民にわかりやすい説明や資料の提供。 等

3. 行政の支援 (例)

地域振興を担当する部署の設置や担当職員の配置。

自治活動を促進するための情報や活動の場の提供。

行政がまちづくりへの住民参加の必要性や権利を明確に定義する。

地域振興や自治活動を支援する事業や予算を設ける。

行政事務の委託などを通じて自治活動の活性化を支援する。 等

組織の設置

1. 目的

住民自治の強化や市民と行政の協働を推進するとともに、持続可能な地域社会の形成に向けて、地域振興とコミュニティ機能強化のため、地域自治組織を設置します。

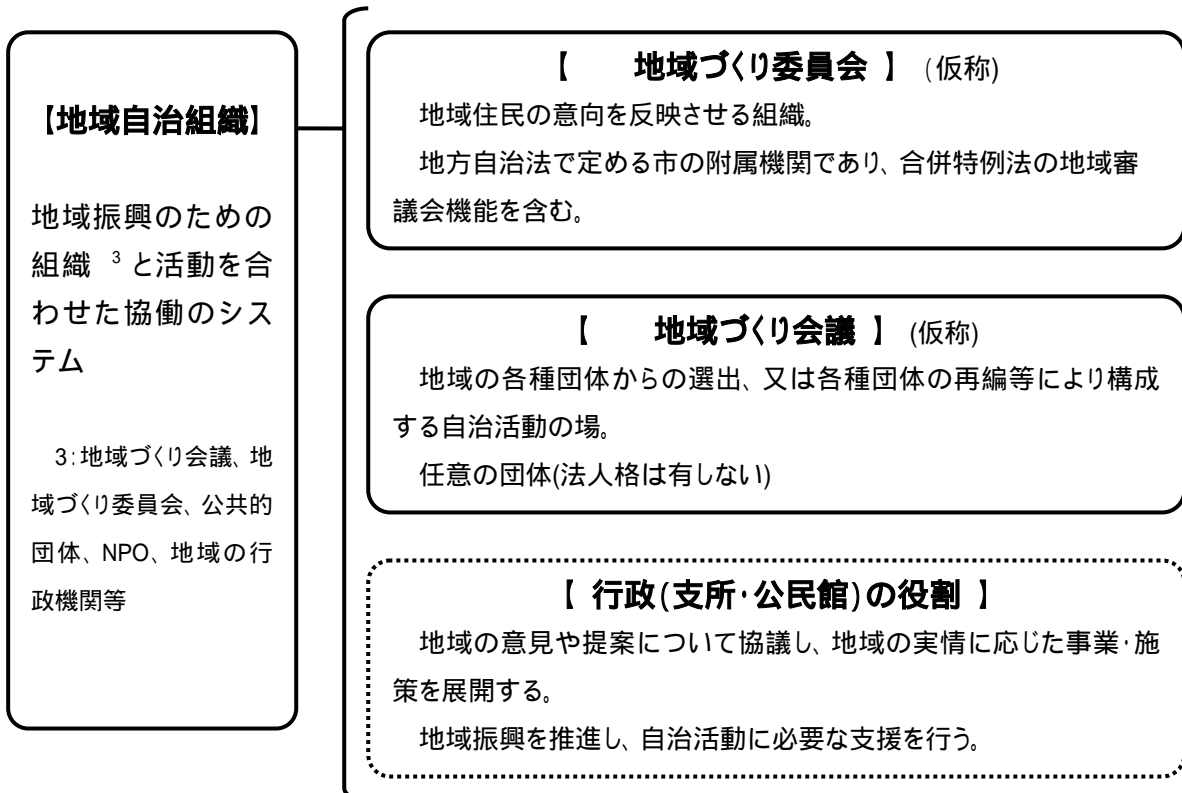
2. 機能

地域振興を担う自治活動の活性化
協働の推進によるまちづくり
住民の意向の反映

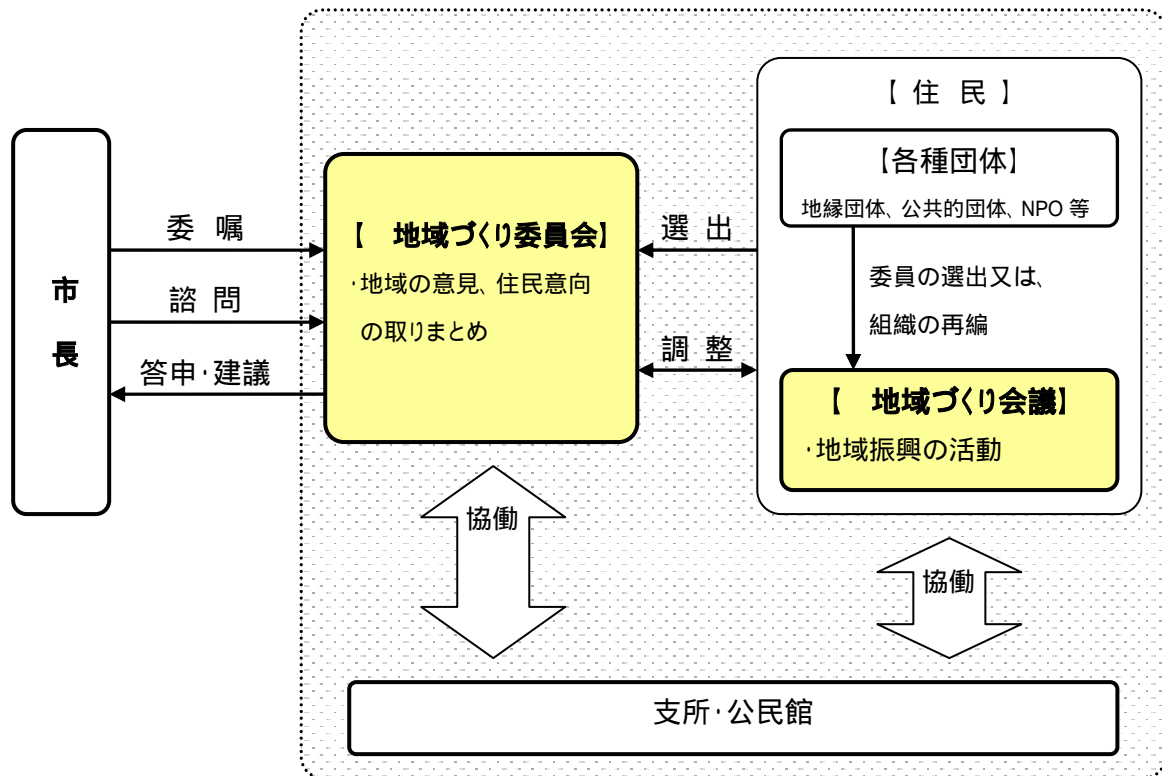
3. 設置時期

合併時に設置。

4. 地域自治組織の概要



地域自治組織のイメージ(参考)



地域自治組織の条例上の取り扱い

- ・合併後、まちづくりの指針となる条例を定め、地域自治組織の活動を位置付けます。
- ・新市の附属機関となる「地域づくり委員会」は、別に設置条例を定めます。

当協議会における地域自治組織は、住民自治の強化や市民と行政の協働の推進を目標としているため、条例等で活動内容の詳細や権限等を定めることは、自治活動に制約を加えることとなり、結果的に住民自治の強化に繋がらないと考えられます。

3市村が合併するにあたり、市民が共有できるまちづくりの指針を定めることは、新市の一体感を醸成する上で有効な方策であり、その中に地域自治組織の活動についても位置付けます。

地域づくり委員会については、組織の位置付けと機能から別に設置条例を設けます。

制定時期

- ・まちづくりの指針とする条例：合併後に制定に向けて検討を進める。
- ・地域づくり委員会：合併時までには条例化する。

【 参考資料 】

2頁- の先進事例を用いた検討案

設置範囲

八坂地区、美麻地区に1つ設置する。

地域づくり委員会

地域自治組織内に1つ設置する。

地域づくり会議

各種団体からの委員選出。若しくは、各種団体の再編により、必要数を組織する。

地域の実情により判断

組織再編には活動内容等の整理が必要

意見の反映

地域の活動計画を行政計画に位置付ける。

協働のあり方

地域づくり委員会による答申、建議や従来からの行政事務の委託受託等。

行政の支援

支所機能と併せて先進事例を参考に検討。

